

体験型コンテンツを活用した冬季誘客促進事業 業務委託仕様書

1 名 称

体験型コンテンツを活用した冬季誘客促進事業業務委託

2 目 的

本県の観光関連事業者は、冬期間に観光客数が落ち込む問題を長年抱えていることから、冬季における体験型コンテンツの利用料金割引及び冬季と同様に閑散期となるグリーンシーズンにおけるデジタルプロモーションを実施することにより、観光関連産業全体の底上による繁閑差の解消を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 業務委託内容

県外からの誘客促進、新規顧客獲得を主眼に、体験型コンテンツの拡充と利用促進を図るため、観光事業者が行う割引サービス等を OTA サイト上で周知・販売するとともに、広告宣伝を展開するほか、グリーンシーズンにおける既存体験型コンテンツのブラッシュアップ・造成支援や新規体験型キラーコンテンツの造成支援等を行い、OTA サイト上での周知・販売を行う。

(1) 冬期間の体験型コンテンツの利用促進

I 割引の概要

① 名称

秋田県体験型観光クーポン（仮称。以下「クーポン」という。）

② 発行総額（クーポン原資） 67,500,000円

ア スキーパック商品 37,500,000円

イ 体験コンテンツ商品 30,000,000円

※クーポン原資の消化状況に応じて、原資配分を別途協議して変更すること。

③ 対象商品及び販売金額

ア スキー場にて各自設定する商品

イ 資料 2 別紙 1 に定める体験型コンテンツ商品

※資料 2 別紙 1 に記載している対象商品の考え方を基に割引を行うこと。

④ 割引率

ア 平日 商品代金の 50%

イ 休日 商品代金の 25%（土日、祝祭日、年末年始）

⑤ 最大割引額

ア スキーパック商品 商品代金に対し最大 5,000円

イ 体験コンテンツ商品 商品代金に対し最大6,000円

⑥ 販売手数料及びシステム利用料

委託費に含める

⑦ 商品販売経路及びクーポン形態

OTA サイトにて販売し、原則電子クーポンとする。

⑧ 利用期間

令和7年12月1日～令和8年2月末（予定）

⑨ クーポン取扱い施設

募集による参加意向を示した県内のスキー場及び、観光関連事業者。なお、受託者は、本事業を観光関連事業者等に対し広く周知・案内し、100施設以上の参加を目標とすること。

また、提案にあたっては、想定されるコンテンツ等の数値目標を示すこと。

II 秋田県体験型観光クーポン事務局の設置・運営等

事務局を設置し、クーポンの設定や精算のほか、観光関連事業者との円滑な調整を図る。

① 秋田県体験型観光クーポン事務局（以下「事務局」という。）の設置

② 事務局の運営

- ・割引対象商品のOTAサイトへの掲載、販売
- ・購入者の情報管理
- ・クーポンの設定・発行・精算業務
- ・その他関連する業務

③ クーポン取扱い事業者の管理

- ・クーポン事業説明会の開催（概要説明、参画方法に関する説明等）
- ・観光関連事業者の募集（応募要項と申込用紙等の作成、配布及び回収）
- ・観光関連事業者に対するクーポン取扱いに関する説明・問い合わせ対応
- ・OTAサイト掲載前の商品内容チェック

※キャンペーン期間中も随時、参加事業者及び追加プラン等へのクーポン対象設定を実施すること。

④ コールセンターの設置

クーポン利用者に関する問合せ対応

III 体験型コンテンツの開発

観光関連事業者等が提供する体験型コンテンツの造成及びブラッシュアップの支援を行い、OTAサイト上で販売すること。

IV 広告宣伝

次の媒体等を活用して広告宣伝を図る。

① 参画事業者の各ウェブサイト

② OTAサイトへの特設の商品販売ページ制作

③ OTAサイトでの体験記事の掲載（2事業者程度）

- ④ ディスプレイ広告や SNS 広告等のウェブ広告
- ⑤ その他オフライン広告も含め効果的だと考えられる広告

※資料 2 別紙 2 の令和 6 年度利用実績結果及び参考資料の県が想定するペルソナ設定を踏まえて、ターゲット設定を検討すること。

V 報告

- ① クーポン利用状況の週次報告
- ② 実績報告書の作成・印刷
- ③ 利用者向けのアンケート調査の実施
- ④ その他必要事項

(2) グリーンシーズンの体験型コンテンツの利用促進

観光関連事業者等に事業案内を行い、募集による参加意向を示した観光関連事業者等が提供する既存体験型コンテンツのブラッシュアップ・造成支援を行い、OTA サイト上で周知・販売を行うこと。

また、エリア毎に観光や体験等をテーマで分けるなど新規体験型キラーコンテンツの造成支援を行うこと。

I 新規体験型キラーコンテンツの造成支援

- ① コンテンツ造成セミナー
コンテンツ造成のためのセミナーの開催（4 エリア程度）
- ② 新規造成支援
事業者の掘り起こし及びフォローアップ（4 エリア程度）
- ③ ブラッシュアップ支援
観光関連事業者等に対する体験型コンテンツのブラッシュアップ
- ④ 販路開拓支援
観光関連事業者に対する販路開拓支援

II 特設サイトの造成

造成した既存体験型コンテンツ及び新規体験型キラーコンテンツ等を OTA サイト上で広告・販売すること。

※資料 2 別紙 2 の令和 6 年度利用実績結果及び参考資料の県が想定するペルソナ設定を踏まえて、ターゲット設定を検討すること。

- ① 新規体験型キラーコンテンツ向け画像・動画撮影
体験型コンテンツの画像・動画を撮影し特設サイトへ掲載（4 事業者程度）
体験型コンテンツの画像・動画の撮影に関し、体験型コンテンツの魅力を発信する手法も提案すること。
- ② 体験記事の掲載
体験型コンテンツの体験記事を作成し特設サイトへ掲載（3 事業者程度）

③ 利用期間

- ・令和8年3月上旬（予定）～
- ・委託期間以降もサイトの開設を継続すること。
- ・サイトの閉鎖については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(3) 独自提案事項

- ① 上記(1)～(2)の必須提案事項と連動し、本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。
- ② このほか、「2 目的」に沿った本事業の効果を高めると考えられる事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

(4) その他

本事業とは別で実施する「秋田県冬の大型観光アフターキャンペーン（仮称）」と、次の事項について連携したプロモーションを実施すること。なお、事業連携にあたっては県と協議すること。

- ・キャンペーンロゴマークの活用
- ・キャンペーンガイドブック等への体験型コンテンツ情報の提供
- ・キャンペーン特設サイト (<https://akita-hottokenai.jp/>) への体験型コンテンツ情報の情報掲載

5 契約に関する条件等

(1) 再委託等について

- ・受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または、請け負わせることはできない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容を事前に書面にて提出して委託者の承認を得ること。
- ・受託者は、上記により、再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所等を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は当該要求があったときは、その内容に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- ・本業務により制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第2

7条及び第28条の権利を含む。)は全て委託者に帰属する。ただし、疑義がある場合は、協議の上、定めるものとする。

(4) 機密の保持

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(6) その他

- ・この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。

6 業務進行に伴う条件等

(1) 打合せについて

受託者は、本県が求める随時の打合せに対し、速やかに応じられる体制を整えることとし、本県の事務所（誘客推進課内）又はオンラインで実施する。

(2) その他

本業務達成のための一切の経費は乙の負担とする。

この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする。